第二百二十四条第四項第五号中「の一件当たりの金額が百万円以上」を削り、「含む。」を「含む。以下この号において同じ。」のうち、組合の業務の特性、規模その他の事情を勘案し、当該業務の管理上重大な紛失と認められるもの」に改める。

別紙様式第十号目次記載上の注意を同記載上の注意2とし、同記載上の注意に1として次のように加える。

1　法第121条の9第1項において準用する保険業法第308条の3第1項の指定申請書又は法第121条の9第1項において準用する保険業法第308条の18第1項の規定による届出書において、代表者又は管理人の氏名を当該代表者又は管理人の氏名に併せて記載して農林水産大臣に提出している場合には、その後に当該代表者又は管理人の氏名のみを記載した当該届出書を農林水産大臣に提出するまでの間は、「代表者又は管理人の役職氏名」欄に当該代表者若しくは管理人の婚姻前の氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該代表者若しくは管理人の婚姻前の氏名のみを記載することができる。

別紙様式第十号5記載上の注意中3を4とし、2を3とし、1を2とし、同記載上の注意に1として次のように加える。

1　法第121条の9第1項において準用する保険業法第308条の3第1項の指定申請書又は法第121条の9第1項において準用する保険業法第308条の18第1項の規定による届出書において、役員の婚姻前の氏名を当該役員の氏名に併せて記載して農林水産大臣に提出している場合には、その後に当該役員の氏名のみを記載した当該届出書を農林水産大臣に提出するまでの間は、「氏名又は商号若しくは名称」欄に当該役員の婚姻前の氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該役員の婚姻前の氏名のみを記載することができる。

別紙様式第十号7記載上の注意中3を4とし、2を3とし、1を2とし、同記載上の注意に1として次のように加える。

1　法第121条の9第1項において準用する保険業法第308条の3第1項の指定申請書又は法第121条の9第1項において準用する保険業法第308条の18第1項の規定による届出書において、役員の婚姻前の氏名を当該役員の氏名に併せて記載して農林水産大臣に提出している場合には、その後に当該役員の氏名のみを記載した当該届出書を農林水産大臣に提出するまでの間は、「役員の氏名又は商号若しくは名称」欄に当該役員の婚姻前の氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該役員の婚姻前の氏名のみを記載することができる。

附　則

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

規　則

人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則一〇―四（職員の保健及び安全保持）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十九年三月二十七日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則一〇―四二八

人事院規則一〇―四（職員の保健及び安全保持）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一〇―四（職員の保健及び安全保持）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「職員」の下に「（当該健康管理医を指名しようとする組織区分に係る各省各庁の長及び当該組織区分の長を除く。）」を加え、同条第三項中「行なう」を「行う」に改める。

別表第二第一号29中「ハロゲン置換体」の下に「（三・三′―ジクロロ―四・四′―ジアミノジフェニルメタンを除く。）」を加え、同号中63を64とし、62を63とし、同号61中「60」を「61」に改め、同号中61を62とし、30から60までを31から61までとし、29の次に次のように加える。

30　三・三′―ジクロロ―四・四′―ジアミノジフェニルメタン

別表第二の二第二号14中「三・三―ジクロロ―四・四―ジアミノジフェニルメタン」を「三・三′―ジクロロ―四・四′―ジアミノジフェニルメタン」に改める。

附　則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。